

平成31年1月30日

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 殿

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局

神 奈 川 労 働 局
関 東 運 輸 局 神 奈 川 運 輸 支 局
一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」及び「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」の周知に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。物流が継続的にその機能を果たしていく上では、トラックドライバーの長時間労働の改善を図るとともに、物流の生産性向上を図っていく必要があります。

このような中、厚生労働省、国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会では、トラック事業者と荷主が連携して実施した、トラック運送事業における荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業の成果を取りまとめた、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を昨年11月に策定しました。

また、昨年12月には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省において、トラック運送機能の安定的・継続的な提供を可能とするために、コンプライアンス違反を防止しつつ運行に必要となるコスト構成や効率的な運送を可能とする運行事例等について取りまとめた、「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」を策定しました。

つきましては、より多くの荷主の皆様にも周知致したく、ガイドライン等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

■ 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

- <http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>

■ トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン

- <http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

< 問合せ先 >

○神奈川労働局労働基準部監督課

TEL : 045-211-7351

○関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門

TEL : 045-939-6801

○一般社団法人神奈川県トラック協会

TEL : 045-471-8882